

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

甲府市緑が丘スポーツ公園整備事業 公園実施設計他業務委託

2 業務概要

本業務は、開設から 7 0 年以上にわたり市民に利用されている緑が丘スポーツ公園の再整備にあたって、防災公園としての位置づけや「緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画」などの諸計画等に基づき、公園設計を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 1 0 年 2 月 2 8 日（月）まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き中でないこと。
- （3）公告日現在、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- （4）本市の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方

公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 会社としての業務実績として、運動公園の設計業務（改修を含む）の実績を有すること。
- (8) 管理技術者及び照査技術者は、技術士「総合技術監理部門」（建設）もしくは「建設部門」（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。
- (9) 管理技術者もしくは主務担当技術者は、運動公園の設計業務（改修を含む）の履行実績を有すること。
- (10) 建築設計に係る担当技術者として、一級建築士の資格を有し、かつ建築設計に係る実務経験を10年以上有するものを1名以上配置すること。

5 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式を、甲府市のホームページから適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市まちづくり部まち開発室拠点開発推進課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5086

電子メール：kyotenhk@city.kofu.lg.jp